



平成 26 年 10 月 28 日

各 位

上場会社名 東京エレクトロン デバイス株式会社
代表者 代表取締役社長 栗木 康幸
(コード番号 2760)
問合せ先責任者 総務部長 土肥 健史
(電話 045-443-4000)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 28 日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	平成 26 年 11 月 20 日
(2) 処分株式数	481,500 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,482 円
(4) 資金調達額	713,583,000 円
(5) 処分方法	第三者割当による処分
(6) 処分先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 B I P 信託口） 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株 E S O P 信託口）
(7) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下、「取締役」という。）を対象に、取締役の報酬と当社業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上達成意欲と株主価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下、「B I P 信託」という。）の導入を決議しております。（B I P 信託の概要については、平成 26 年 5 月 12 日付で開示いたしました「役員退職慰労金制度の廃止および業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。）

また当社は、本日開催の取締役会において、当社の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当社業績及び株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の増大を図ることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株 E S O P 信託」（以下、「E S O P 信託」という。）の導入を決議いたしました。（E S O P 信託の概要については、本日開示いたし

ました『「従業員持株E S O P信託」の導入に関するお知らせ』をご参照ください。)

本自己株式処分は、当社が三菱U F J信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬B I P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）及び従業員持株E S O P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）に対する第三者割当による自己株式処分であります。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	713,583,000円
発行諸費用の概算額	－円
差引手取概算額	713,583,000円

(2) 調達する資金の具体的な用途

上記差引手取概算額713,583,000円については、平成26年11月20日以降、借入金の返済及び買掛金の支払いなど運転資金の一部に充当する予定であります。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

4. 資金用途の合理性に関する考え方

本自己株式処分により調達する資金は当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 処分条件等の合理性

(1) 処分価額の算定根拠

本自己株式処分は、B I P信託及びE S O P信託の導入を目的として行います。

処分価額は最近の株価推移を鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の直前1ヶ月間(平成26年9月29日から平成26年10月27日まで)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である1,482円(円未満切捨て、平成26年10月27日終値(1,457円)比1.72%)としております。直前1ヶ月間の当社普通株式の終値の平均値を採用した理由は、特定の一時点を基準とすることに比べ、一時的な株価変動の影響など特殊要因が排除され、算定根拠としてより客観性が高く合理的であると判断したためであります。

また、当該株価は株式会社東京証券取引所における当該取締役会決議の前営業日(平成26年10月27日)の終値1,457円(円未満切捨て)に101.72%(プレミアム率1.72%)を乗じた額であり、直前3ヶ月間(平成26年7月28日から平成26年10月27日まで)の終値の平均値である1,496円(円未満切捨て)に99.06%(ディスカウント率0.94%)を乗じた額、あるいは同直前6ヶ月間(平成26年4月28日から平成26年10月27日まで)の終値の平均値である1,450円(円未満切捨て)に102.21%(プレミアム率2.21%)を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額については、取締役会に出席した監査役全員(社外監査役2名を含む。)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）に対する処分数量については、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役に交付すると見込まれる株式数であり、また、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）に対する処分数量については、現在の当社持株会の年間買付実績をもとに、今後約5年間の信託期間中に当社持株会が当該信託口より購入する予定数量に相当するものであります。これらの処分数量の合計による希薄化の規模は発行済株式総数に対し4.54%（小数点第3位を四捨五入、平成26年9月30日現在の総議決権個数99,618個に対する割合4.83%）と小規模なものであります。

また、本自己株式処分により割当てられた当社株式のうち、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）に割当てられたものは、株式交付規程に従い取締役に交付されるものであり、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）に割当てられたものは、毎月一定日に当社持株会に対し売却されるものであることから、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上により、本自己株式処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しております。

6. 処分先の選定理由等

(1) 処分先の概要

(B I P信託)

①名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）
②信託契約の内容	
信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	受益者要件を充足する当社の取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱U F J信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	平成26年11月17日（予定）
信託の期間	平成26年11月17日～平成31年8月末日（予定）
制度開始日	平成26年12月1日（予定） （平成27年5月末日からポイント数の付与を開始）
議決権行使	行使しないものといたします。

(ご参考) 処分先の概要

(1) 名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)		
(2) 所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 和地 薫		
(4) 事業内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務		
(5) 資本金	10,000 百万円		
(6) 設立年月日	平成12年5月9日		
(7) 発行済株式数	普通株式 120,000 株		
(8) 決算期	3月31日		
(9) 従業員数	714名 (平成26年3月31日現在)		
(10) 主要取引先	事業法人、金融法人		
(11) 主要取引銀行	-		
(12) 大株主及び持株比率	三菱UFJ信託銀行株式会社	46.5%	
	日本生命保険相互会社	33.5%	
	明治安田生命保険相互会社	10.0%	
	農中信託銀行株式会社	10.0%	
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、資金借入取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
純資産 (百万円)	19,810	20,339	20,829
総資産 (百万円)	408,735	471,798	602,241
1株当たり純資産 (円)	165,090.88	169,493.96	173,581.48
経常収益 (百万円)	23,544	23,897	23,258
経常利益 (百万円)	968	1,044	1,044
当期純利益 (百万円)	535	631	626
1株当たり当期純利益 (円)	4,466.33	5,260.98	5,221.55
1株当たり配当金 (円) (普通株式)	1,116.00	1,315.00	1,305.00

※なお、処分先、当該処分先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことは、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の出資者や出資比率、役員等について、ホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないこと、また、ホームページに掲載されている「反社会的勢力との基本方針」に関する取り組みについて処分先の企業行動規範により確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(E S O P 信託)

①名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）
②信託契約の内容	
信託の種類	特定単独運用の金銭信託（他益信託）
信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	当社持株会に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
信託契約日	平成26年11月17日（予定）
信託の期間	平成26年11月17日（予定）～平成32年1月20日（予定）
議決権行使	受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたします。

(ご参考) 処分先の概要

(1) 名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）
(2) 所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 和地 薫
(4) 事業内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務
(5) 資本金	10,000百万円
(6) 設立年月日	平成12年5月9日
(7) 発行済株式数	普通株式 120,000株
(8) 決算期	3月31日
(9) 従業員数	714名（平成26年3月31日現在）
(10) 主要取引先	事業法人、金融法人
(11) 主要取引銀行	—
(12) 大株主及び持株比率	三菱UFJ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%
(13) 当事会社間の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、資金借入取引があります。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	

決算期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期
純資産（百万円）	19,810	20,339	20,829
総資産（百万円）	408,735	471,798	602,241
1株当たり純資産（円）	165,090.88	169,493.96	173,581.48
経常収益（百万円）	23,544	23,897	23,258
経常利益（百万円）	968	1,044	1,044
当期純利益（百万円）	535	631	626
1株当たり当期純利益（円）	4,466.33	5,260.98	5,221.55
1株当たり配当金（円）（普通株式）	1,116.00	1,315.00	1,305.00

※なお、処分先、当該処分先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことは、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の出資者や出資比率、役員等について、ホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないこと、また、ホームページに掲載されている「反社会的勢力との基本方針」に関する取り組みについて処分先の企業行動規範により確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

（2）処分先を選定した理由

（B I P 信託）

当社では、役員報酬体系の見直しの一環として、これまでの役員退職慰労金制度に代わるスキームを模索しておりました。

このような状況のもと、各種取引関係から、三菱UFJ信託銀行株式会社よりB I P信託の提案を受け、制度の導入及び事務手続コスト等も含めて総合的に勘案した結果、同社をB I P信託の委託先に選定いたしました。B I P信託において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は共同受託者としてB I P信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）が処分先となります。

（E S O P 信託）

当社では、従業員に対する福利厚生の拡充と社員持株会の活性化を図るための方策を検討しておりました。

このような状況のもと、各種取引関係から、三菱UFJ信託銀行株式会社よりE S O P信託の提案を受け、制度の導入及び事務手続コスト等も含めて総合的に勘案した結果、同社をE S O P信託の委託先に選定いたしました。E S O P信託において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は共同受託者としてE S O P信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が処分先となります。

(3) 処分先の保有方針

(B I P信託)

処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）は株式交付規程に従い、取締役の退任時に、累積ポイント数に応じた株式を、一定の受益者要件を満たす取締役に交付することになっております。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定であります。

また、当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）から、処分日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて、確約書を受領する予定であります。

(E S O P信託)

処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は、従業員持株E S O P信託契約に基づき、今後約5年間の信託期間内において、本自己株式処分により割り当てられた当社株式を毎月一定日に当社持株会に対し売却するために保有するものであります。

当社は日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）から、処分日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについて、確約書を受領する予定であります。

(4) 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

(B I P信託)

当社は、処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社からB I P信託に拠出される当初信託金を処分日において信託財産内に保有する予定である旨、B I P信託契約により確認を行っております。

(E S O P信託)

当社は、E S O P信託契約の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が、借入金によって払込みを行う旨並びに処分を受けた株式を日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）名義にする旨を、平成26年11月17日付で締結予定のE S O P信託契約、共同受託に関する合意書及び金銭消費貸借契約によって確認しております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成 26 年 9 月 30 日現在）		処分後	
東京エレクトロン株式会社	33.33%	東京エレクトロン株式会社	33.33%
東京エレクトロニクスデバイス社員持株会	4.45%	東京エレクトロニクスデバイス社員持株会	4.45%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.29%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）	3.05%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	0.75%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）	1.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	0.58%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.29%
一般社団法人全国水産業団体共助会	0.57%	CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	0.75%
奥田一志	0.53%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	0.58%
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	0.45%	一般社団法人全国水産業団体共助会	0.57%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 1）	0.42%	奥田一志	0.53%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 2）	0.41%	BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	0.45%

(注) 1 平成 26 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 持株比率は小数点第 3 位を四捨五入しております。

3 上記のほか当社保有の自己株式 636,000 株（持株比率 6.00%）は、処分後 154,500 株（持株比率 1.46%）であります。なお、当社は平成 26 年 11 月 20 日付で自己株式 154,500 株の消却を予定しており、本自己株式処分と当該自己株式消却の結果、保有自己株式数は 0 株となります。（平成 26 年 10 月 1 日以降の単元未満株式の買取り分は含まれておりません。）

8. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、支配株主との取引等に該当いたしません。

9. 今後の見通し

当期以降の業績への影響はありません。

10. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
連結売上高	86,300百万円	85,477百万円	101,801百万円
連結営業利益	2,011百万円	1,790百万円	1,490百万円
連結経常利益	2,332百万円	1,292百万円	1,039百万円
連結当期純利益	960百万円	658百万円	388百万円
1株当たり連結当期純利益	90.64円	62.14円	36.61円
1株当たり配当金	6,600.00円	6,600.00円	3,030.00円
1株当たり連結純資産	2,205.85円	2,221.19円	2,250.11円

(注) 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、平成24年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり連結当期純利益及び1株当たり連結純資産を算定しております。また、平成26年3月期の1株当たり配当金3,030円は中間配当3,000円、期末配当30円であり、期末配当につきましては当該株式分割を考慮した金額であります。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成26年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	10,600,000株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	157,100円	149,900円	148,500円
高 値	163,900円	162,800円	191,400円 ※1,682円
安 値	125,000円	129,400円	141,700円 ※1,320円
終 値	149,500円	149,100円	※1,352円

(注) ※印は、株式分割（平成25年10月1日、1株→100株）による権利落後の株価であります。

②最近6カ月間の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
始 値	1,350 円	1,346 円	1,335 円	1,498 円	1,444 円	1,500 円
高 値	1,449 円	1,350 円	1,500 円	1,514 円	1,509 円	1,599 円
安 値	1,302 円	1,301 円	1,333 円	1,439 円	1,422 円	1,500 円
終 値	1,346 円	1,335 円	1,495 円	1,448 円	1,500 円	1,530 円

③処分決議日の前営業日における株価

	平成26年10月27日
始 値	1,471 円
高 値	1,471 円
安 値	1,450 円
終 値	1,457 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

12. 処分要項

- (1) 処分株式数 481,500 株
- (2) 処分価額 1株につき1,482円
- (3) 処分価額の総額 713,583,000円
- (4) 処分方法 B I P信託は日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）に、E S O P信託は日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）にそれぞれ譲渡いたします。
- (5) 払込期日 平成26年11月20日
- (6) 処分後の自己株式数 154,500株

(注) 上記「(6) 処分後の自己株式数」の株式数には、平成26年10月1日以降の単元未満株式の買取り分は含まれておりません。

13. 業績に与える影響

本自己株式処分が平成27年3月期の業績に与える影響は軽微なものを見込んでおります。

以 上